

建設建築委員会記録(No.13)

1 日 時 令和7年10月3日(金)
午前 9時59分 開会
午前10時25分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	森 結実子	副委員 長	中 島 隆 治
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	田 仲 常 郎
委 員	片 山 尹	委 員	成 重 正 丈
委 員	山 崎 英 樹	委 員	山 内 涼 成
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

技術監理局長	尊 田 利 文	技 術 部 長	井 上 和 広
都市戦略局長	小 野 勝 也	総務政策部長	大 迫 道 広
都市整備局長	持 山 泰 生	総務用地部長	井 上 尚 子
総 務 課 長	平 野 伸 治	河川公園部長	竹 島 久 美
河川整備課長	若 本 晃 一		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員係長	伊 藤 大 志	書 記	小 野 佳 奈 子
------	---------	-----	-----------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	3日は議案の審査、6日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第115号 北九州市手数料条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第120号 高規格救急自動車の取得について	
4	議案第121号 30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
5	議案第122号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について	
6	議案第123号 救助工作車(Ⅱ型)の取得について	
7	議案第124号 化学消防ポンプ自動車の取得について	
8	議案第125号 普通消防ポンプ自動車(非常備用)の取得について	
9	議案第126号 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	
10	議案第127号 門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について	
11	議案第128号 門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について	
12	議案第129号 門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について	
13	議案第130号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	
14	議案第133号 所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について	
15	議案第135号 令和7年度北九州市一般会計補正予算(第3号)のうち所管分	

8 会議の経過

○委員長（森結実子君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり14件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、10月6日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第115号、120号から130号、133号及び135号のうち所管分の以上14件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。技術部長。

○技術部長 本日御審議いただきます技術監理局の所管議案は、財産取得議案6件、工事請負契約の締結議案3件、工事請負契約の一部変更議案2件の計11件でございます。これらの議案は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条に基づき、議会の議決に付さなければならない財産の取得及び工事の請負契約に関するものでございます。議案書では61ページから73ページまででございますが、タブレット配付資料、令和7年9月議会提出議案概要により説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。財産取得議案6件でございます。契約方法は全てWTO政府調達協定に基づく一般競争入札でございます。

議案第120号、高規格救急自動車の取得でございます。本件は、当該車両4台の更新及び2台の新規配置によるものでございます。契約金額2億5,253万3,600円、契約の相手方は福岡トヨタ自動車株式会社北九州本店です。

次に、議案第121号、30メートル級はしご付消防自動車の取得でございます。この消防自動車は、高所からの放水や人命救助などを行う消防車両です。本件は、当該車両1台の更新でございます。契約金額2億3,430万円、契約の相手方は株式会社D r yです。

次に、議案第122号、水槽付消防ポンプ自動車の取得でございます。この消防自動車は、1,500リットルの水、消防ホース、3連はしごなどを積載した消防車両です。本件は、当該車両3台の更新でございます。契約金額2億295万円、契約の相手方は株式会社D r yです。

次に、議案第123号、救助工作車Ⅱ型の取得でございます。この車両は、救助活動に特化するため、油圧救助資器材などを積載した消火活動も可能な消防車両でございます。本件は、当該車両1台の更新でございます。契約金額9,922万円、契約の相手方は株式会社D r yです。

次に、議案第124号、化学消防ポンプ自動車の取得でございます。この自動車は、危険物火災

において大量の泡消火剤を放出できる消防車両です。本件は、当該車両1台の更新です。契約金額4,928万円、契約の相手方は株式会社ハッセイです。

次に、議案第125号、普通消防ポンプ自動車非常備用の取得でございます。この自動車は、火災時の消火活動や火災予防広報など、消防団員が使用する消防車両です。本件は、当該車両4台の更新でございます。契約金額8,448万円、契約の相手方は株式会社D r yです。

次に、資料の2ページをお願いいたします。議案第126号、北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更でございます。

変更理由は主に2点ございます。1点目、北九州市工事請負契約約款第26条第6項、インフレスライド条項に基づく前回以降の資材、労務単価などの変動による新たな単価の適用による増額、2点目、前回以降もさらに改修工事を進めていく中で判明した安全性に問題のある箇所に対応するため、コンクリート剥離対策や壁面補修などの追加工事による増額を行うものでございます。これらにより契約金額を12億9,223万3,800円から2,623万3,900円増額し、13億1,846万7,700円に変更するものでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。議案第127号、門司港地域複合公共施設新築工事請負契約の締結について、議案第128号、門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約の締結について、議案第129号、門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約の締結についてでございます。関連議案ですので、一括して説明させていただきます。

これらの工事は、門司港地域に点在しております老朽化した公共施設を交通利便性の高い場所に集約し、利便性の向上及び市民サービスの効率化を図るため、複合公共施設棟、駐車場棟ほかを新築するものでございます。

新築工事の契約金額は79億8,600万円、契約方法はW T O政府調達協定に基づく総合評価落札方式による一般競争入札、契約相手方は戸田・九鉄・川口特定建設工事共同企業体で、代表者は戸田建設株式会社九州支店、構成員は九鉄工業株式会社と株式会社川口建設です。

新築電気工事の契約金額は11億9,900万円、契約方法は総合評価落札方式による一般競争入札、契約相手方は九電工・ふちわき共同企業体で、代表者は株式会社九電工北九州支店、構成員は株式会社ふちわきです。

新築機械工事の契約金額は20億3,500万円、契約方法は総合評価落札方式による一般競争入札、契約相手方は三建・大久保共同企業体で、代表者は三建設備工業株式会社九州支店、構成員は大久保設備工業株式会社です。

次に、資料の4ページをお願いいたします。議案第130号、小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更についてでございます。

変更理由は、主に5点ございます。1点目、北九州市工事請負契約約款第26条第6項、インフレスライド条項に基づく資材、労務単価等の変動による新たな単価の適用による増額、2点目、同じく約款第26条第5項、単品スライド条項に基づく資材価格、今回は特にコンクリート

製品でございます。これの急激な変動による新たな単価の適用による増額、3点目、北九州市週休2日試行工事実施要領に基づく経費の補正による増額、4点目、防火水槽の施工の際、想定していなかった多量の湧水が発生したため、掘削面の崩落を防止する鋼矢板の設置による増額、5点目、体育館への空調設備設置に伴う建具や内装の変更による増額を行うものでございます。これらにより、契約金額を31億7,046万5,100円から1億492万6,800円増額し、32億7,539万1,900円に変更するものでございます。

以上で技術監理局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君） 総務政策部長。

○総務政策部長 都市戦略局所管分の条例議案1件について、令和7年9月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

タブレットの42ページをお願いいたします。議案第115号、北九州市手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、関連する条例を改めるものです。45ページから47ページにかけて新旧対照表がございます。

改正の内容については、租税特別措置法の一部改正に伴い、連結法人に係る規定が削除されたため、本市における優良宅地及び優良住宅認定制度の審査対象としていた連結法人の規定を削除するものです。施行期日は公布の日としております。

以上で都市戦略局所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 続きまして、都市整備局の所管議案について説明します。

御審議いただきます議案は、一般議案1件、補正予算議案1件の計2件です。

初めに、一般議案です。議案第133号、所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について、北九州市議会定例会議案により説明します。

タブレットの86ページをお願いします。令和6年3月の包括外部監査にて、市営住宅椎ノ木谷第四団地跡地の土地の登記名義人が、北九州市戸畑区椎ノ木谷土地区画整理組合のままになっているとの指摘を受け、他の土地についても調査したところ、指摘を受けた土地以外にも同組合の名義の土地があることが判明したものです。これらの土地は、以前市が取得して市営住宅を建設したもので、現在も市が管理しており、財産管理上の観点から市名義の登記とする必要があります。一方で、同組合は昭和44年に解散しており、通常の手続きを行うことができないため、当該地を市名義の登記に変更する所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、民事訴訟法に基づいて組合の代理人を選任した上で、時効援用の主張により当該地の時効取得の判決を得て、所有権移転登記の手続を行うこととするものです。

なお、今回の訴えの提起は、対象土地の合算評価額の2分の1が300万円を超え、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づく議決事件に該当するため、議案を提出したものです。

訴訟の相手方は、北九州市戸畑区椎ノ木谷土地区画整理組合理事長ですが、訴訟の被告代表者となり得る者は理事長をはじめ全員死亡しているため、裁判所が代理人を選任します。登記名義人の変更を要する土地は戸畑区菅原二丁目5番6、5番8、5番9、10番15、14番1の5筆です。一般議案の説明は以上です。

次に、補正予算案です。議案第135号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分について、令和7年度北九州市補正予算に関する説明書により説明します。

タブレットの8ページをお願いします。一般会計については、令和7年8月の大雨により被災した施設の復旧に要する経費及び繰越明許費を計上するものです。なお、説明は目ごとに万円単位で行います。

歳入です。一番上、18款1項5目災害復旧費国庫負担金、補正額1億1,339万円は道路及び公園の災害復旧に係る国庫負担金です。

次のページをお願いします。19款3項6目土木費委託金、補正額2,500万円は相割川護岸復旧の県からの受託工事に係る県委託金です。

次のページをお願いします。一番下、25款1項13目災害復旧債、補正額2億9,450万円は道路及び公園の災害復旧に係る市債です。

タブレットの15ページをお願いします。歳出です。9款3項1目道路維持費、補正額7,000万円は大雨による被害を受けた道路の土砂撤去や道路補修などに要する経費です。

タブレットの16ページをお願いします。4項1目河川維持費、補正額6,900万円は相割川護岸復旧の県からの受託工事及び堆積土砂しゅんせつや流木撤去などの経費です。

次のページをお願いします。5項4目公園管理費、補正額3,500万円は土砂撤去や樹木撤去などに要する経費です。

次のページをお願いします。11款2項2目住宅管理費、補正額1,000万円は旧市営住宅団地跡地ののり面復旧などに要する経費です。

タブレットの21ページをお願いします。14款3項1目一般土木施設災害復旧費、補正額4億800万円は大雨により被災した道路及び公園の災害復旧に要する経費です。

次のページをお願いします。繰越明許費です。繰越明許費は、年度内に完了予定だった工事や事業などが特段の理由により年度内に完了できなくなった場合に、議会の承認をいただき、翌年度にわたって予算を使用できるようにするものです。上から2つ目、9款3項1目道路維持費、翌年度繰越額2億1,000万円は、若戸大橋長寿命化の整備費について、関係者との調整等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。補正予算の説明は以上です。

以上で都市整備局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私から要望と意見のみを伝えさせてください。

まず、議案第125号の普通消防ポンプ自動車の購入についてですが、これは主に消防団員が使用するものであります。団員の意見等よく聞いていただいて、運用してほしいということに要望しておきます。

それから、議案第126号、北九州市埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事の請負契約についてですけれども、旧八幡市民会館のホールなど文化的価値を生かした改修を行っていただき、その価値を未来に継承されるよう求めておきます。

それから、議案127号から129号の門司港地域複合公共施設新築工事に係る請負契約については、建設予定地について計画当初から高潮が最大3メートルから5メートルの地域であるということで、防災拠点としての役割が果たせないとの指摘を我々はしてきたわけでありまして。さらに、今回南海トラフ巨大地震による津波の新たな被害想定が加わりました。防災拠点としての機能が果たせなかったという結果は許されません。計画の見直しを求めるものであります。以上、意見として伝えておきます。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 1点だけ教えていただきたいと思います。補正予算の関連で、今回大雨災害の復旧の補正予算、全体で河川や道路など内訳は様々あると思うんですけど、今全体で6.1億円上げられていると思います。ここの歳入のところに国や県の負担、財源の負担が示されているんですけど、全体で見て6.1億円かかる中で、国、県の負担、そして、市の負担、全体で見た場合の内訳が分かれば教えてください。

○委員長（森結実子君） 総務課長。

○総務課長 今回の補正予算に関する財源についてお答えいたします。

今回、都市整備局として災害復旧に関する補正予算については5億9,200万円となっております。委員が今おっしゃった6億1,000万円というのは農林の施設が1,800万円ほど入っておりますので、所管が違うこととなります。5億9,200万円の財源としましては、国県支出金が1億3,800万円、地方債が2億9,400万円、一般財源が1億5,900万円になってございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。農林はまた別ということですね。ありがとうございます。じゃあ、国と県があつて、市が約半分を負担するのかなと理解いたしました。

あともう一点、分かればなんですけど、今市民からすると民有地もあるから、目で見える中でたくさん、ここが崩れているとか、ここはまだ木が倒れたままだとかいろいろ不安な声

もあるんですけど、全てがきつとこの費用、事業で賄えないのかなと思う部分があるんですけど、この予算で言うと、今市内で被害が何か所上がっていて、今回の5.9億円で何か所賄われる補正予算になっているか、こういった観点で分かれば教えてください。

○委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 今回の補正予算5億9,200万円につきましては、市内全体になりますけれども、464か所についての復旧に係る部分を計上してございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）井上委員。

○委員（井上純子君）分かりました。災害全体はちょっとまた危機管理室に確認したいと思います。以上、終わります。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。中島委員。

○委員（中島隆治君）今の質問の関連なんですけれども、今回8月の豪雨のことで補正予算をつけていただいたと思うんですが、確認ですけど、この補正予算額で今回被害があったところは全て賄えるということではなかったんでしょうか。その確認をお願いします。

○委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 現状、5億9,200万円の予算で、今把握している被害については全て賄えると考えてございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。今回の補正予算では、崖崩れがあった場所とか、道路をきれいにしたりとか、そういった予算に使われると思うんですけども、そういったところは今後も非常に被害が起きやすい箇所ではないかなと思います。今後、より被害が起こったところをしっかりと見ていただいて、検証していただいて、今後こういった被害が起きないように対策も考えていかないといけないのではないかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君）河川整備課長。

○河川整備課長 河川の視点で少しお答えさせていただきますけど、今回いっ水した箇所、護岸が崩壊した箇所等ございますが、いっ水した箇所については、委員がおっしゃったように一度調査して強化する対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。今回、国庫負担金もそこに入っているということではありますが、国の激甚災害が今まだ正確に指定されていない状況だと思います。今現在の見込みというか、その辺はどういう状況なんですか。

○委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 激甚災害の見込みについてお答えいたします。

激甚災害については、大体災害が発生してから指定までに通常1～2か月ぐらいかかると言

われております。8月19日と25日に内閣府から一応激甚災害については指定する見込みということで発表がございました。ただ、まだ正式に発表というか、一応政令で指定されますので、現状そこまでは行っていないという状況になります。指定された場合に、場合によってはですが、補助金のかさ上げ等があることがございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）そしたら、激甚指定がされれば、さらに国からの補助が増える、市の財政負担が減るという考え方でよかったですでしょうか。

○委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 激甚災害全般で言いますと、例えば農林施設であると、激甚指定になった場合に補助率がかさ上げとなる可能性は高いんですが、道路、河川、公園みたいな一般土木に関してはちょっと幾つか要件がございまして、例えば補助金、被害額が相当程度ないと補助のかさ上げがなかったりもしますので、今回その全体の被害額によるかと思えます。以上です。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。いずれにしても、今まだ認定、指定されていないという状況でありますので、また国とか県にしっかり働きかけていっていただきますように要望させていただきます、終わります。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

次回は10月6日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

建設建築委員会 委員長 森 結実子 ㊟